

A005509

公益財団法人横浜勤労者福祉協会

監査報告書

第 67 期

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

令和2年6月

2019年度 監 査 報 告 書

2020年6月8日

公益財団法人 横浜勤労者福祉協会

理事長 窪倉 孝道 殿

監事 筒井 完治



監事 大河原貞人



監事 小熊 恵子



私たち監事は、当協会の2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の理事の職務の執行について監査を行いましたので、関係法令および定款の規程に基づき本報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

私たち監事は、理事会・評議員会に出席して理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、また年度の事業報告を求めました。

また、年度途中において上半期監査も実施しました。さらには、全事業所での業務及び財産の状況並びに会計帳票と計算書類等を実地に監査しました。

また、会計監査人から、監査計画及びその実施状況並びに監査手続き等の報告を受けるとともに、その会計監査結果について報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確認しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業執行状況及び計算書類並びに付属明細書及び財産目録を監査し、また、理事の職務執行状況を監査しました。

2. 監 査 の 結 果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその付属明細書類は、法令および定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムの整備に関する理事会決議およびその体制下での理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人である公認会計士高橋哲雄氏ならびに大神行徳氏の会計監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上